

区分	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課・センター
							日数	定員		
老人福祉研修	No.28 高齢者施設初任者研修	社会常識等、介護・福祉職員としての心構えを有し、他者との良好な関係を築くための技術や知識を習得する。	高齢者の福祉、施設介護支援経過と記録、高齢者疾患の特徴、高齢者（利用者）の尊厳等	3年未満の職員	5月 9月	2	2	60	福祉総合研修センター	福祉総合研修センター研修課
	No.29 高齢者施設中堅職員研修	介護者として利用者の気持ちを理解し、専門分野の法令に基づいて適切に対応できるよう知識や技術を習得する。	栄養ケアマネジメントの視点と多職種連携、対人援助技術、施設介護支援経過と記録等	3年以上の職員	6月 9月	2	2	40	福祉総合研修センター 七尾サンライフプラザ	福祉総合研修センター研修課
	No.30 高齢者施設リーダー研修	介護者として様々な法的根拠を理解し、適正に業務に取り組めるよう、指導的職員としてのチーム実践の視点と技法を学びリーダーとしての自覚を促す。	スーパービジョン、リスクマネジメント、ファシリテーション	指導的職員	10月	1	2	30	福祉総合研修センター	福祉総合研修センター研修課
	No.31 認知症介護実践研修・実践者研修	認知症高齢者の自立した生活を支援するために求められる認知症介護の知識と技術を習得し、介護現場で実践できる力を身につける。	「認知症ケアの基本的視点と理念」「認知症ケアの倫理」「認知症の人の理解と対応」「認知症の人の権利擁護」「認知症の人の生活環境づくり」「地域資源の理解とケアへの活用」「認知症の人の家族への支援方法」「アセスメントとケアの実践の基本ⅠⅡ」「認知症の人とコミュニケーションの理解と方法」「認知症の人への介護技術ⅠⅡ」「認知症の人への非薬物的介入」「自施設における実習の課題設定」「自施設実習評価」	①または②の要件に該当する者 ①県内の介護保険施設・事業所で認知症介護に携わっている介護職員等で、認知症介護の経験年数が2年以上の者 ②地域密着型サービス事業所の指定基準において受講が義務づけられている者	①6月～8月 ②8月～10月 ③10月～12月 ④1月～3月	4	15	60	県社会福祉会館 県社会福祉会館別館	長寿生きがい課
	No.32 認知症介護実践研修・実践リーダー研修	実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、介護現場において効果的・効率的なチームケアを担うことができる指導者を養成する。	「認知症介護実践リーダー研修の理解」「認知症の専門的理解」「認知症ケアに関する施策の動向と地域展開」「認知症介護実践リーダーの役割」「チームにおけるケア理念の構築方法」「実践者へのストレスマネジメントの理論と方法」「チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践」「認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践」「職場内教育（OJT）の方法の理解と実践ⅠⅡ」「認知症ケアの指導の基本的視点」「認知症ケアに関する倫理の指導」「認知症の人への介護技術指導」「認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導」「認知症の人の権利擁護の指導」「認知症の人の家族支援方法の指導」「認知症の人へのアセスメントとケアの実践に関する指導」「自施設実習の課題設定」「実習のまとめ」	①または②の要件に該当する者 ①県内の介護保険施設・事業所で認知症介護に携わっている介護職員等で、認知症介護の経験年数が5年以上の者 ②認知症対応型共同生活介護事業所の短期利用において受講が義務づけられている者	7月～9月	1	28	20	県社会福祉会館別館	長寿生きがい課
	No.33 認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同介護事業所および指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の管理者(予定者)に対し、管理する立場にある者として必要な知識・技術の習得を図る。	「地域密着型サービス基準について」「管理者の実際の役割」「介護従事者に対する労務管理について」「アセスメントとケアプランの基本的考え方」「第三者評価の実施について」「高齢者の権利擁護と身体的拘束について」	地域密着型サービス事業所の管理者(予定者)	①11月 ②1月	2	2	40	県社会福祉会館別館	長寿生きがい課
	No.34 認知症対応型サービス事業開設者研修	指定認知症対応型協同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の代表者(予定者)に対し、認知症介護に関する基本的な知識および認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識の習得を図る。	「認知症の基本的理解とケアのあり方」「地域密着型サービス基準について」「地域密着型サービスの取組について」「認知症高齢者を支えるために」「現場体験」	地域密着型サービス事業所の代表者(予定者)	1月～2月	1	2	30	県社会福祉会館別館	長寿生きがい課

平成29年度

【問合せ先電話番号】
 福祉総合研修センター研修課 076-221-1833 施設振興課 076-224-1211

区分	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課・センター
							日数	定員		
老人福祉研修	No.35 施設サービス計画策定研修	施設サービス計画策定の考え方と目的、意義について学ぶ。	施設サービス計画の目的・意義、アセスメントの視点、施設サービス計画の作成方法、経過記録とモニタリングの視点	特別養護老人ホーム等の計画担当職員等	7月	1	2	50	福祉総合研修センター	福祉総合研修センター研修課
	No.36 老人施設栄養士・調理員研修	老人施設における栄養士・調理員の役割を確認するとともに、施設における食生活の充実を図る。	高齢者の栄養管理、おいしく楽しく安全な介護食、コミュニケーションスキル	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの栄養士・調理員	8月	1	1	36	金沢市農業センター	福祉総合研修センター研修課
	No.37 老人施設職員研究会議	利用者から信頼され選ばれる、質の高いサービスの提供を目指し、職員の資質・専門性の向上を図る。	講義、実践研究発表等	県老人福祉施設協議会会員施設の役職員	未定	1	2	150	福祉総合研修センター	施設振興課
	No.38 県老協施設長・事務長等研修	これからの老人福祉施設経営と利用者サービスの質の向上について、模索するとともに、地域での福祉サービスの展開や老人福祉施設の役割について研究する。	人材確保・人材育成、施設経営などについて	県老協会員施設の施設長・事務長等	3月上旬	1	1	80	未定	施設振興課
	No.39 デイサービスセンター職員研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員	未定	2	1	50	福祉総合研修センター	施設振興課
	No.40 デイサービスセンター・センター長等研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設のセンター長等	3月上旬	1	1	50	未定	施設振興課
	No.41 県地域包括・在介協センター長等研修	高齢者を取り巻く社会的情勢の変化と地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの役割を考える。	未定	県地域包括・在介協センター協議会会員施設のセンター長等	6月	1	1	30	福祉総合研修センター	施設振興課
	No.42 県地域包括・在介協職員研修	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行なう。	未定	県地域包括・在介協センター協議会会員施設職員	未定	1	1	30	福祉総合研修センター	施設振興課
	No.43 介護支援専門員実務研修	介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	①介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、②自立支援のためのケアマネジメントの基本、③相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助後術の基礎、④人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、⑤利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意、⑥ケアマネジメントのプロセス 等	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	12月～3月	2	15	金沢100七尾80	県社会福祉会館七尾サンライフプラザ等	福祉総合研修センター研修課
	No.44 介護支援専門員更新研修B（未経験者・再研修）	介護支援専門員として実務についていない者又は、実務から離れている者が、実務につく際に介護支援専門員として必要な知識、技能の再習得を図る。	①介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、②自立支援のためのケアマネジメントの基本、③人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、④介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）等	・介護支援専門員証の有効期間が平成30年3月までで、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者 ・介護支援専門員証の有効期間失効後に再交付を希望する者	12月～3月	2	12	金沢60七尾40	県社会福祉会館等	福祉総合研修センター研修課

区分	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課・センター
							日数	定員		
老人福祉研修	No.45 介護支援専門員専門研修 専門課程Ⅰ（更新研修A）	現任の介護支援専門員（介護支援専門員証の更新をしようとする者）に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	①ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、②介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、③対人個別援助技術及び地域援助技術、④ケアマネジメントの実践における倫理、⑤ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践、⑥ケアマネジメントの演習（リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等）、⑦個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習、⑧研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	・現任の介護支援専門員で、就業後6ヶ月以上の者 ・（更新）介護支援専門員証の有効期間が平成30年3月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者	5月～7月	2	9	金沢130 七尾70	県社会福祉会館 七尾サンライフプラザ等	福祉総合研修センター研修課
	No.46 介護支援専門員専門研修 専門課程Ⅱ（更新研修A）	現任の介護支援専門員（介護支援専門員証の更新をしようとする者）に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、②ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表（リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等）	・現任の介護支援専門員で、就業後3年以上の者 ・（更新）介護支援専門員証の有効期間が平成30年3月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者	7月～8月（2回） 10月～11月（2回）	4	4	100	県社会福祉会館等	福祉総合研修センター研修課
	No.47 主任介護支援専門員研修	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。	①主任介護支援専門員の役割と視点、②ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援、③ターミナルケア、④人材育成及び業務管理、⑤運営管理におけるリスクマネジメント、⑥地域援助技術、⑦ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現、⑧対人援助者監督指導、⑨個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡを修了した者で、 ①専任の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上の者 ②ケアマネジメントリーダー養成研修の修了者で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算3年以上の者 ③主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者等	9月～12月	1	12	70	県社会福祉会館 福祉総合研修センター	福祉総合研修センター研修課
	No.48 主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて研修の受講を課すことにより、主任介護支援専門員としての役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。	①介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、②主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例、看取り等における看護サービスの活用に関する事例等）	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者で、①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者、②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者等	8月～10月	1	8	100	県社会福祉会館 福祉総合研修センター等	福祉総合研修センター研修課
	No.49 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護支援事業所において利用者および事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識・技術の習得を図る。	「行政説明」「総論・小規模多機能ケアの視点」「地域生活支援」「ケアマネジメント論」「居宅介護支援計画作成の実際」「チームケアについて」	小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者または計画作成担当者になることが予定されている介護支援専門員	①11月 ②3月	2	2	20	県社会福祉会館別館	長寿生きがい課
No.50 生活支援コーディネーター養成研修	地域包括ケアの着実な推進のため、市町村で配置を予定している生活支援・介護予防の基盤整備を進める「生活支援コーディネーター」に対して研修を実施し、必要な知識・技量の修得を支援する。	講義（コーディネーターの役割等）、実践発表、事例検討	市町村に配置される生活支援コーディネーター	10月	1	2	60	未定	地域福祉課	